

佐用町観光イメージキャラクター「おさよん」使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は佐用町観光イメージキャラクター「おさよん」のデザイン及び名称を使用する場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 おさよんを使用しようとする者（以下「申請者」という。）はあらかじめ佐用町観光協会会長（以下「会長」とする。）にキャラクター使用許可申請書（様式第1号）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 佐用町観光協会（以下「本会」という。）又は佐用町及び佐用町職員が使用する場合
- (2) 佐用町内の自治会が使用する場合
- (3) 佐用町内の学校教育機関が教育目的で使用する場合
- (4) その他会長が適当と認めるとき

(使用の承認)

第3条 会長は申請者に対し、使用の可否の決定後、速やかに使用承認（又は不承認）の連絡を行う。

(使用承認基準)

第4条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、当該使用が、おさよんに対する理解と観光PRの効果が高められると認めた場合、使用を承認する。

2 おさよんの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長はこれを承認しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの又はその恐れがあるとき
- (2) 特定の政治、思想、宗教活動に利用される恐れがあるとき
- (3) 本会及びおさよんの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのあるとき
- (4) その他、承認することが不相当と認められるとき

(使用上の遵守事項)

第5条 おさよんを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) 定められた形状、色等に従って正しく使用すること。
- (3) おさよんの一部のみを使用し、または変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし会長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (4) 当該使用にかかる物件の完成見本を速やかに提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) おさよんの使用に際し、紛争が生じた場合は、使用者の責任において処理するものとする。

(6) 会長の許可なくほかの団体等に無断でデザイン等を提供しないこと。

(使用料)

第6条 使用者に対するおさよんの使用料は無料とする。

(使用承認の変更)

第7条 使用者が使用承諾内容について変更しようとする場合は、任意の様式を提出し本会の了承を得ること。

(使用承認の取り消し)

第8条 使用者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他のこの規定に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともその後使用者への使用承諾は行わない。
この場合、使用者に損害が生じても、本会は一切の責任を負わない。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。